

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

建築物清掃業

○建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）

1 建築物清掃業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 真空掃除機
- イ 床みがき機

(2) 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定であってビルクリーニングの職種に係るものに合格した者又は建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過していないもの

(3) 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(4) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- 1 定期的に行われるものであること。
- 2 研修の内容が、清掃用機械器具、清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- 3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2の内容を教授するものであること。
  - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者
  - (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
  - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。

- 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- 7 1から6までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- 8 7に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 9 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 10 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物清掃業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第2)
- イ 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第25条第2号に規定する者であること (清掃作業監督者の資格を有すること) を証する書類 (様式第3)
- ウ 清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第4)
- エ 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式5-1、5-2)
- オ 再登録の場合は、登録証明書の写し

| 資格の種類          | 提出する書類  |
|----------------|---|
| ○清掃作業監督者講習会修了者 | ○清掃作業監督者講習会修了証書の写し<br>(再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し) |

3 手数料

35,000円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程 (日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)
- 2) 機械器具等の点検の方法
- 3) 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
- 4) 作業報告作成の手順